

令和元年 第3回臨時会

浦 白 町 議 会 会 議 録

令和元年 5月10日 開会

令和元年 5月10日 閉会

浦 白 町 議 会

浦 白 町 第 3 回 臨 時 会

令和元年5月10日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 議案第18号 浦白町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第19号 工事請負契約の締結について
- 6 議案第20号 財産の取得について
- 7 議案第21号 財産の取得について
- 8 議員の派遣について

○出席議員（9名）

議 長	9番 小松正年君	副議長	8番 中川清美君
	1番 高田英利君		2番 野崎敬恭君
	3番 柴田典男君		4番 東藤晃義君
	5番 折坂美鈴君		6番 静川広巳君
	7番 牧島良和君		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	齊藤純雄君		
副	町	長	川畑智昭君	
教	育	長	浅岡哲男君	
総	務	課	長	石原正伸君
総	務	課	主幹	城宝睦己君
く	らし	応援課	長	大平雅仁君
く	らし	応援課	主幹	中田帯刀君
長	寿	福祉課	長	齊藤淑恵君
長	寿	福祉課	主幹	鎌田隆司君
産	業	振興課	長	横井正樹君
建	設	課	長	馬狩範一君

建設課主幹	山崎哲君
教育委員会事務局長	上嶋俊文君
農業委員会事務局長	大平英祐君
代表監査委員	笹木政廣君

○出席事務局職員

局長	河本浩昭君
書記	西川茉里君

◎開会の宣言

○議 長

本日の出席人員は9名でございます。定足数に達しております。
ただいまから、令和元年年第3回浦臼町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議 長

直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、1番高田議員、2番野崎議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議 長

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

◎日程第3 諸般報告

○議 長

日程第3、諸般の報告をいたします。議案番号の訂正であります。
平成30年6月12日開催の第2回定例会において、「報告第3号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告について」と平成30年9月12日開催の第3回定例会において、「報告第3号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」の議案番号が重複しておりましたので、議長の議事整理権に基づき、「報告第3号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」の議案番号を「第3号」から「第4号」に訂正したことを報告します。

◎日程第4 議案第18号

○議長

日程第3、議案第18号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

議案第18号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

浦臼町国民健康保険税条例（昭和41年浦臼町条例第12号）の一部を次のように改正する。

令和元年5月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由は地方税法施行令等の一部を改正する政令に伴い、改正するものでございます。

内容につきましては、参考資料によりご説明いたしますので、資料の1ページをお開き下さい。

まず第2条2項におきまして、合算額の合計、及び基礎課税額の限度額を58万円から61万円に変更しております。

次に、第21条では、先ほど第2条で変更した限度額に対応している部分を同じく58万円から61万円に変更。さらに、(2)で5割軽減対象世帯の軽減判定所得算定で用いる加算金額を27万5,000円から28万円に変更。また、(3)では2割軽減対象世帯について同じく加算金額を50万円から51万円に変更しているところでございます。

以上で改正内容についての説明を終わります。議案4ページにお戻り下さい。

附則第1条 この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

第2条 改正後の浦臼町国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度までの国民健康保険税についてはなお従前の例による。

以上が、議案第18号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明でございます。ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第18号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第18号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第19号

○議 長

日程第5、議案第19号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

議案第19号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和元年5月10日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、昭和39年4月1日浦臼条例第16号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき提案するものでございます。

1. 契約の目的につきましては、公営住宅長寿命化計画に基づく令和元年度社会資本整備総合交付金事業、ひばり団地C、D棟建築工事でございます。工事の概要につきましては、木造平屋建て1棟4戸を2棟建築し、また駐車場14区画、ゴミステーション1棟及び周辺外構工事をするものでございます。工期につきましては、契約日の翌日から令和元年12月20日でございます。2. 契約の金額につきましては、1億7,160万円、うち消費税額1,567万円でございます。4. 契約の相手につきましては三鉦・今田経常建設企業体、代表取締役 三塚郁夫氏、構成員、樺戸郡浦臼町字浦臼内182番地112、株式会社今田建設、代表取締役 今田幸男氏でございます。

以上が議案第19号の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第19号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第19号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第20号

○議 長

日程第6、議案第20号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長(馬狩範一君)

議案第20号 財産の取得について

次のとおり財産の購入契約を締結する。

令和元年5月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、昭和39年4月1日浦臼条例第16号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき提案するものでございます。

1. 名称・種類・数量につきましては、除雪ドーザー13トン級1台でございます。2. 契約の目的につきましては、冬期間の町道等の除雪とし、令和元年度社会資本整備総合交付金事業で購入するものでございます。3. 契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。4. 契約の金額につきましては、2,147万2,000円、うち消費税額195万2,000円でございます。5. 契約の相手方につきましては札幌市西区発寒16条13丁目7番11号、北海道運搬機株式会社、代表取締役 今優氏でございます。

以上が議案第20号の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第20号 財産の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第20号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第21号

○議 長

日程第7、議案第21号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋事務局長。

○教育委員会事務局長（上嶋俊文君）

議案第21号 財産の取得について

次のとおり財産の購入契約を締結する。

令和元年5月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由でございます。昭和39年4月1日浦臼条例第16号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき提案するものでございます。

1. 名称・種類・数量でございます。浦臼小学校及び浦臼中学校パソコン等備品一式でございます。2. 契約の目的でございますが、浦臼小学校及び浦臼中学校のICT環境の整備をするものでございます。3. 契約の方法、指名競争入札によるものでございます。4. 契約の金額です。3,574万8,000円、うち消費税額につきましては264万8,000円です。5. 契約の相手方でございますが、東京都千代田区外神田6-15-12、富士電機ITソリューション株式会社、代表取締役社長 岡崎俊哉氏でございます。

以上が議案第21号の内容でございます。ご審議いただきまして、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第21号 財産の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第21号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議員の派遣について

○議 長

日程第8 議員の派遣についてを議題といたします。

派遣内容については、お手元に配付のとおりですが、これに派遣したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣言

○議 長

これをもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、令和元年第3回浦臼町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前10時24分